

事 務 連 絡

令和7年11月13日

一般社団法人 日本建設業連合会
公益社団法人 日本建築士会連合会
一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
公益社団法人 日本建築家協会
一般社団法人 日本設備設計事務所協会連合会 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）
（公印省略）

令和8年度からの中規模非住宅建築物の省エネ基準の引き上げについて（周知）

平素より建築行政の推進にご協力を頂き、誠にありがとうございます。

2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減目標の実現に向けて、建築物分野における省エネルギーの取組の強化が求められており、第6次エネルギー基本計画（令和3年10月22日閣議決定）等においても、「2030年度以降新築される建築物について、ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保¹」を目指すとされております。

ご承知のとおり、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に基づき、令和3年4月1日以降、床面積が300㎡以上2,000㎡未満の中規模非住宅建築物の新築時等にも、省エネ基準への適合が義務付けられています。

上記エネルギー基本計画等を踏まえ、中規模非住宅建築物の省エネ基準の水準を引き上げるため、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和6年経済産業省・国土交通省令第2号）が令和6年10月16日に公布され、令和8年4月1日に施行されることとなっております。

こうした内容は、これまで国土交通省ホームページや、建築・建設関係業界団体等を通じて幅広くご案内しておりましたが、その施行時期が近づいてきましたので、改めてご案内させていただきます。

貴職におかれましては、貴団体加盟各社に対して、別添資料を活用しつつ、下記の内容を周知頂きますようお願いいたします。

なお、中規模非住宅建築物の所有者が加盟する関係団体に対しても、この旨を周知していることを申し添えます。

記

新築又は増築・改築を行う部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満となる非住宅建築物の省エネ基準について、改正前においては、省エネ基準における設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないことを求めています。

改正後においては、BEI（設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）

を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除した値。）が、用途に応じた数値（工場等:0.75（基準から25%削減）、事務所等、ホテル等、百貨店等及び学校等：0.8（同20%削減）、病院等、飲食店等及び集会場等:0.85（同15%削減））を超えないこととしており、改正前に比べて基準の水準が引き上げられることになります。

改正省令の施行日（令和8年4月1日）以降に、所管行政庁又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対して建築物エネルギー消費性能適合性判定を申請する建築物について、引上げ後の基準への適合が必要となりますので、建築主に対して十分に説明・協議のうえ、所要の性能を有した非住宅建築物の設計・建築をされますようお願いします。

¹ 再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量を現行の省エネルギー基準値から用途に応じて30%又は40%（小規模建築物については20%）削減。